

1 趣旨

本道の実情に応じた自殺対策を総合的かつ効果的に進めるための基本的な方向や具体的施策を定め、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指す

2 位置づけ

自殺対策基本法(平成十八年法律第八十五号)第十三条第1項に定める都道府県自殺対策計画として位置づけ

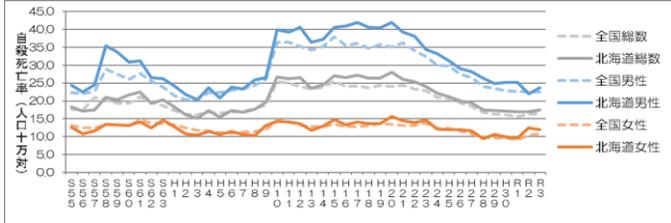
3 計画期間

令和5年度から令和9年度までの5年間

4 現状

(1) 自殺死亡率・自殺死者数の推移

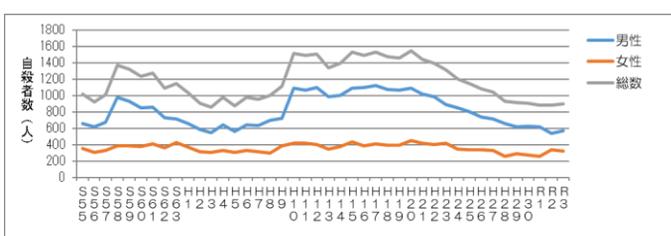
・自殺死亡率・自殺者数は減少傾向にあるが、自殺死亡率は全国の数値を上回る。



項目	H19	H28	R3
自殺死亡率(人口10万人あたりの自殺者数)	26.3	17.5	<u>17.5</u>
(参考) 全国の自殺死亡率	24.4	16.8	<u>16.5</u>
自殺者数	1,462	930	903
(参考) 全国の自殺者数	30,827	21,017	20,291

(2) 性別の自殺者数の推移

・女性の自殺者数は令和2年に増加。



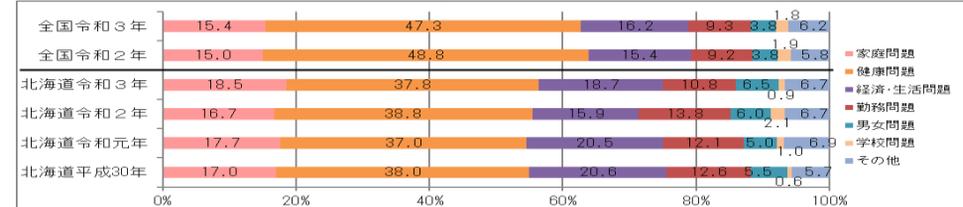
(3) 年齢階層別の自殺者の推移

・全体では減少してきたが、近年10～20代等で増加

項目	H19	H28	R3
10～20代	154	117	<u>152</u>
30～50代	837	449	392
60歳以上	471	364	359

(4) 自殺の原因・動機別構成割合

・健康問題、経済・生活問題、家庭問題の順で占める割合が高く、毎年大きな変動はない。



5 現状を踏まえた主な課題

「自殺総合対策大綱」を踏まえた対策を推進するとともに、本道の実情に応じた対策を推進する必要

(1) 子どもや若者対策

令和3年には、20歳未満の自殺者数が、データが公表されている平成21年以降で過去最多となったほか、令和3年の北海道の年代別死因順位をみると、10～39歳の各年代において自殺が第1位となっており、特に、15歳～29歳では自殺が総死亡数の半数以上を占めているなど、子どもや若者の自殺が深刻な課題。

(2) 女性対策

本道の自殺者数は、平成10年以降令和元年までは男性が約7割・女性が約3割の状況が続いてきたが、令和2年には、女性の自殺者数が30代を除くすべての年代で増加し、男性が約6割・女性が約4割となった。令和2年・3年の女性の自殺者数は、第3期行動計画開始時を上回る水準となっており、女性を取り巻く課題などを踏まえながら、効果的な支援を実施する必要。

(3) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策

感染拡大下では、特に、女性や無業者、非正規雇用労働者、ひとり親、フリーランスなど雇用関係によらない働き方の者、児童生徒等が感染拡大の影響を受けていると考えられることを踏まえて対策を講じる必要。

(4) 地域ごとの取組等の格差を是正する対策

本道においては、地域ごとの自殺死亡率に一定の開きがみられ、地域における自殺対策の重要性に関する理解や実施状況、医療機能等にも格差があることから、これまでに実施したモデル事業の普及等を通じ、格差を是正するための対策を推進する必要。

6 基本認識および基本方針

(1) 自殺対策の基本認識

- 自殺はその多くが追い込まれた末の死
- 年間自殺者数は減少の傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
- (新) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
- PDC Aサイクルを通じた対策の推進

(2) 自殺対策の基本方針

- 生きることの包括的な支援として推進する
- 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
- 実践と啓発を両輪として推進する
- 役割の明確化と連携・協働の推進
- (新) 自殺者等の名誉及び生活の平穏へ配慮する

7 施策〔12の柱〕

課題に対応する施策

子ども・若者

女性

コロナ

モデル

当面の施策	具体的施策（主なもの）	
(1) 道民一人ひとりの気付きと見守りを促す	① 児童生徒に対する自殺予防に向けた教育の実施	子ども コロナ
(2) 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る	① 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進 ② 教職員に対する普及啓発等の実施 ③ 民生委員・児童委員や介護・福祉関係者等への研修の実施 ④ 社会的要因に関連する相談員の資質の向上	子ども コロナ 子ども コロナ 子ども コロナ コロナ
(3) 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する	① 学校における心の健康づくり推進体制の整備	子ども コロナ
(4) 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする	・かかりつけの医師等の資質の向上と精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性の向上	
(5) 社会全体の自殺リスクを低下させる	① 地域における相談・支援体制の充実と相談窓口情報等の発信 ② 多重債務に関する相談体制の整備と普及啓発及びセーフティネット融資の充実 ③ 失業者等に対する相談窓口の充実等 ④ 経営者に対する相談事業の実施等 ⑤ 法的問題解決のための情報提供の充実 ⑥ SNSを活用した自殺対策の推進	コロナ コロナ コロナ コロナ コロナ 子ども 女性 コロナ
(6) 地域の支援体制を整備し、自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ	・地域の自殺未遂者等支援の拠点機能を担う医療機関の整備	
(7) 遺された人への支援を充実する	・遺族への総合的な支援 ・遺族支援のための関係者研修等の実施	
(8) 民間団体との連携を強化する	・地域における連携体制の確立 ・民間団体の相談事業等に対する支援	
(9) 地域の特性に応じた対策を推進する	① 市町村に対する自殺対策計画の策定や実践的な取組への支援 ② 地域ごとの取組の格差を是正するための対策の推進	モデル モデル
(10) 子ども・若者の自殺対策を推進する	① いじめを苦にした子どもの自殺の予防 ② 児童・生徒・学生への支援の充実 ③ SOSの出し方に関する教育等の推進 ④ 子どもへの支援の充実 ⑤ 若者への支援の充実	子ども コロナ 子ども コロナ 子ども コロナ 子ども コロナ 子ども コロナ
(11) 勤務問題による自殺対策を推進する	・職場におけるメンタルヘルス対策の促進	
(12) 女性の自殺対策を推進する	① 妊産婦への支援の充実 ② コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援	女性 女性 コロナ

8 推進体制

- ・重点施策等の進捗状況を確認し、自殺対策の効果を評価
- ・「北海道自殺対策連絡会議」において、PDC Aサイクルに基づく、自殺対策の検証・評価及び次年度以降の取組への反映を図る。
- ・各施策の検証・評価については、可能な限り、定量的な指標を用いて実施する。



9 数値目標

○自殺死亡率

- ・平成19年から平成28年までの10年間で約33%減少した実績を踏まえ、全国の数値目標と同様、平成28年と比較して、令和9年までに3.0%以上減少させることを目標

○自殺死者数

- ・自殺死亡率の目標値である3.0%以上の減少を考慮し、人口の減少についても勘案の上、平成28年の930人から、令和9年までに本道の自殺者数を600人以下（減少率35%）とすることを目標

項目	H19	H28	R9【目標値】
自殺死亡率(人口10万人対)	26.3	17.5	12.1以下
自殺死者数(人)	1,462	930	600以下

10 目指すべき姿

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現